

会津若松市の教育、学術及び文化の振興に関する大綱（素案）に対するご意見を
寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市の教育、学術及び文化の振興に関する大綱（素案）について、広く意見を募集します。

平成27年4月に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものです。
ご意見がある方は下記により提出してください。

記

1 募集期間

平成27年7月29日（水）から平成27年8月27日（木）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所
または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市の教育、学術及び文化の振興に関する大綱（素案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、教育総務課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-8601 ※住所不要 会津若松市教育委員会 教育総務課 宛て
FAX 0242-39-1460
電子メール k-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

各種基準の内容は、教育総務課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センターさらに市のホームページで見ることができます。

問合せ先：会津若松市教育委員会教育総務課総務グループ
(電話0242-39-1302)